

別表4ー1. 訪問リハビリテーション　ー「要介護1～5」の認定が必要です。

基本単位

項 目	20分以上	40分以上	60分以上
訪問リハビリテーション費 (20分以上の訪問が条件)	308単位	616単位	924単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ (職員:勤続7年以上1名以上)	6単位	12単位	18単位
合 計	314単位	628単位	942単位

各種加算 ・その他発生に応じて下記の料金が become 必要になる場合があります。詳しくは訪問リハビリテーション担当者にお尋ねください。

各種加算	基本単位	内 容
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位／日	3月以内は2回／週以上且つ20分／回以上、集中的なリハビリテーションを行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位／日	3月以内は2回／週以上且つ20分／回以上、集中的なリハビリテーションを行った場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180 単位／月	リハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを実施するとともに、指定居宅介護支援事業者を通して、居宅サービスを担う他の事業所に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報の伝達を行うなど、他職種共同の推進を行います。また、リハビリテーション会議を開催し、状況等を構成員と共有し、その内容を担当理学療法士が説明します。
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213 単位／月	リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件を満たし、計画書を国に提出し、フィードバックを受けます。
事業所の医師が利用者等に説明し、 利用者の同意を得た場合	270 単位／月	リハビリテーションマネジメント加算の要件のうち、計画書内容の説明を事業所の医師が行います。
移行支援加算	17 単位／日	訪問リハビリテーションのご利用によりADL(日常生活動作)・IADL(拡大日常生活動作)が向上し、社会参加を維持できる他のサービスなどに移行できるなどの社会参加を支援した場合に加算されます。
退院時共同指導加算	600 単位／回	退院前の医療機関の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容をリハビリテーション計画に反映させます。
口腔連携強化加算	50 単位／月	歯科医師等と連携し、口腔機能の情報を歯科医師に報告した場合に対応となります。
計画診療未実施減算	- 50 単位／回	診療を行わなかった場合でも主治医から情報提供を受けて、情報を踏まえた上で、計画書の作成に携わります。
高齢者虐待防止未実施減算	所定単位の-1%	高齢者虐待防止の取り組みを行わなかった場合に対象となります。
業務継続計画未策定減算	所定単位の-1%	業務継続計画を未策定だった場合に対象となります。

別表4ー2. 介護予防訪問リハビリテーション　ー「要支援1、要支援2」の認定が必要です。

基本単位

項 目	20分以上	40分以上	60分以上
介護予防訪問リハビリテーション費 (20分以上の訪問が条件)	298単位	596単位	894単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (職員:勤続7年以上1名以上)	6単位	12単位	18単位
合 計	304単位	608単位	912単位

各種加算/減算 ・その他発生に応じて下記の料金が become 必要になる場合があります。詳しくは介護予防訪問リハビリテーション担当者にお尋ねください。

各種加算	基本単位	内 容
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位／日	1月以内は2回／週以上且つ40分／日以上、集中的なリハビリテーションを行った場合に加算されます。1月を超え3月以内は2回／週以上且つ20分／日以上、集中的なリハビリテーションを行った場合
12月超過減算	- 30 単位／回	利用開始の月から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを実施する場合減算されます。
退院時共同指導加算	600 単位／回	退院前の医療機関の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容をリハビリテーション計画に反映させます。
口腔連携強化加算	50 単位／月	歯科医師等と連携し、口腔機能の情報を歯科医師に報告した場合に対応となります。
計画診療未実施減算	- 50 単位／回	診療を行わなかった場合でも主治医から情報提供を受けて、情報を踏まえた上で、計画書の作成に携わります。
高齢者虐待防止未実施減算	所定単位の-1%	高齢者虐待防止の取り組みを行わなかった場合に対象となります。
業務継続計画未策定減算	所定単位の-1%	業務継続計画を未策定だった場合に対象となります。

その他

項目	自己負担分	内 容
交通費(宇都宮市在住)	無料	宇都宮市以外にお住まいの方はご相談ください。 当事業所は基本的に車でのご訪問になります。
交通費(宇都宮市以外在住)	応相談	
キャンセル	無料	体調不良や緊急時やむを得ない場合など当日の9時までにお電話ください。

料金計算方法

ご利用者負担額＝費用総額－保険給付額

- ・当施設は事業所が宇都宮に位置するため、地域区分が**6級地**となります。**1単位は10.33円**となります。
(各費用は以下の計算式によります。)
- ・費用総額＝月合計単位数×10.33円(小数点以下切り捨て)
- ・保険給付額＝費用総額×90%(小数点以下切り捨て) ※保険給付額が9割の場合。
前年度所得により保険給付額が8割、7割となる場合もあります。